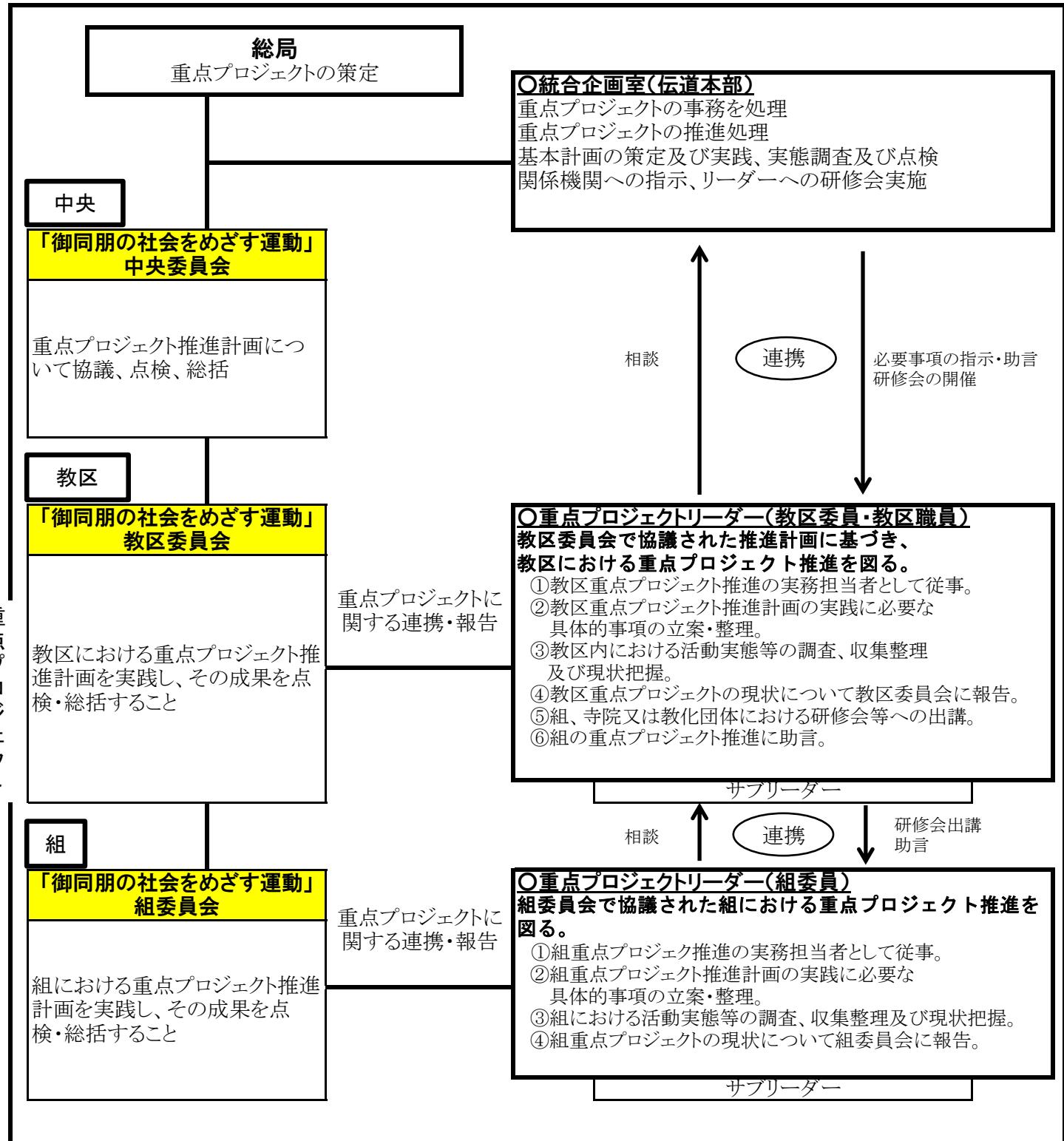


重点プロジェクト推進体制相関図



実践運動は中央、教区、組の実践運動委員会を中心に推進されているが、特に重点プロジェクトに関して、教区・組を通じて一体的に推進するため、重点プロジェクトリーダー、サブリーダーを置くものである。

教区の実情に合わせ、委員や教務所職員から任命をする。なお、教区委員会設置規則準則を変更し、教区委員会には学識経験者を資格に関わらず委員に委嘱できるよう変更しており、リーダー・サブリーダーに専門的知識を有した者を配置することも可能となっている。

リーダー・サブリーダーは、各委員会と連携の上、重点プロジェクト推進計画の実践に必要な具体的な事項の立案・整理、教区内の活動実態の調査、収集整理、教区委員会に対する現状報告などを行う。また要請に応じて、各組および寺院・教化団体における研修会などに出講する。

なお、教区リーダー・サブリーダーの能力向上のため、宗派は毎年教区リーダー・サブリーダーを対象とした研修会を開催する。